

第4削減計画期間適用事項説明会 質問に対する回答

No	質問	回答
1	埼玉県地球温暖化対策実行計画の目標は、Scope1（直接排出）、Scope2（間接排出）、Scope3（サプライチェーンの上流と下流）のどれを対象としていますか。	埼玉県地球温暖化実行計画では、Scope1及びScope2を対象としています。
2	埼玉県地球温暖化対策実行計画の2030年度部門別目標は毎年変動しますか。	部門別目標を含め、埼玉県地球温暖化対策実行計画の目標を毎年変更することはありません。
3	資料1の14ページに「※目標達成のために充当された量は、自らの事業所の超過削減量の第1削減計画期間から持越して充当した量と、他事業所との排出量取引により取得して充当した量の合計」とあるが、「第1削減計画期間から持越して充当した量」とは何ですか。またどのようにして行うものですか。	目標設定型排出量取引制度では、超過削減量は発行された削減計画期間の次の削減計画期間まで使えるものとしています。説明会で示した第2削減計画期間の実績では、第1削減計画期間で発行された超過削減量が目標達成のために使用されました。これが「第1削減計画期間から持ち越して充当した量」です。取引制度対象事業所の指定管理口座に前削減計画期間で発行された超過削減量があれば、現削減計画期間の目標に不足があった場合、自動的に充当されます。
4	資料1の14ページに、第2削減計画期間の実績では、有償取引で47件の申告があったとありますが、この件数は多い、少ないといった評価はしていますか？また、今後の見通しをどう評価されていますか？	第2削減計画期間では、対象となった630事業所のうち、91事業所（約14%）が他事業所と排出量取引を実施し、その中で有償取引として申告があったものが47件となります。また見通しにつきましては、資料1で示したように第3削減計画期間では令和4年度時点で79%の大規模事業所が目標達成水準にあると見込んでおり、残りの21%の事業所で排出量取引を行う可能性があると見込まれます。
5	資料1の13ページの業種別実績において、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」はどの業種に当たるのか？	「電子部品・デバイス・電子回路製造業」は、第2区分の「電子・情報通信製造業」に該当します。
6	目標設定型排出量取引制度と、温暖化対策計画制度の違いを教えてください。	温暖化対策計画制度は県内に設置する事業所のエネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者が対象です。目標設定型排出量取引制度は3か年度連続でエネルギー使用量が1,500kL以上の事業者が対象です。また、計画制度では削減目標は事業者が自由に設定できますが、取引制度では県が設定した目標を目指して削減に取り組んでいただきます。詳細は、以下のリンクから制度案内リーフレットを御参照ください。 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/39888/dai3_leaflet.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/39888/dai3_leaflet.pdf</a>
7	第3削減計画期間に発行された超過削減量は第4削減計画期間に使用できますか？また、第4削減計画期間に発行された超過削減量も同様の取扱いですか？	超過削減量は発行された削減計画期間の次の削減計画期間まで使用可能です。第4削減計画期間も同様の取り扱いを継続します。
8	目標削減率は、第4削減計画期間中の5年間、毎年達成しないといけませんか？それとも、2029年度の時点で目標削減率が達成できればいいのでしょうか？	目標削減率は、削減計画期間全体を通して達成するものです。特定の年度だけで達成/非達成とは評価せず、削減計画期間全体の削減率が目標削減率以上であれば達成となります。
9	クレジットの取引について知りたいのですが、どのような形で取引は成立しているのでしょうか？	排出量取引を県は仲介していないため、取引に至る経緯を把握しているわけではありませんが、事業者の方からは普段から関係のある事業者と取引をしたり、仲介事業者を利用したりといった話を伺っております。
10	削減目標が達成できない場合、罰則はありますか？	罰則に関する規定はありません。
11	基準排出量に目標削減率を掛けて算出した削減目標量が割り切れない場合、小数点以下の扱いはどのようになりますか？	削減目標量は単年度でなく、削減計画期間全体での算定となります。多くの場合は5年間の基準排出量の合計に、目標削減率を乗じたものになりますが、それが割り切れなかった場合は、四捨五入で計算をします。
12	「みなし大企業」は中小企業が設置する事業所の目標削減率の緩和の対象となりますか？	第3削減計画期間と同様、大企業等が経営を実質的に支配する場合は対象にはなりません。詳しい要件については、「中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和に関するガイドライン」を御確認ください。

No	質問	回答
13	第3計画期間の排出削減目標が未達成となる見込みの件数について、現時点での数値または推計はありますか？	資料1の12ページで示したように、令和4年度実績では制度対象事業所全体の79%に当たる452事業所が目標達成水準にあると見込んでいます。
14	令和4年度版の大規模事業者の排出状況に関するデータはいつ公表されますか？	現在公表に向けた作業を進めております。公表が遅くなり御迷惑をおかけしますが、今しばらくお待ちくださいますようお願いいたします。
15	実排出係数を使用する際に、根拠資料の提出は必要ですか？	根拠資料の提出は必要ありません。例えば、電気供給事業者から供給された電力を使用している場合、その電力に対応した国が告示する係数を使用すれば良く、県に根拠資料を提出する必要はありません。大規模事業所の場合は、第三者検証時に検証機関に使用している電力メニューの根拠となる契約書等の確認を受けるものと考えますので御留意ください。
16	実排出係数とは、国の公表資料という調整後排出係数のことですか？	第3削減計画期間までが固定排出係数であったことに対応するものとして、実排出係数と表現しています。御認識のとおり、国が公表する「調整後排出係数」を実排出係数として第4削減計画期間の排出量算定に使用します。
17	国が公表する都市ガスの排出係数は、算定に使用できますか？	都市ガスについても、電気や熱と同様、国が公表する係数を実排出係数として算定に使用します。
18	実排出係数は、電力メニューごとの調整後排出係数を使用しますか？	ご認識のとおり、第3削減計画期間の低炭素電力受入による削減量の算定と同様に、国が公表する電力メニューごとの調整後排出係数を第4削減計画期間の排出量算定に使用します。
19	第3削減計画期間の固定排出係数（0.495t-CO <sub>2</sub> /kWh）と同じ数値の電力メニューを使用していた場合、係数改善による削減量はどのように扱われますか？	係数改善による削減量は、第3削減計画期間までの固定排出係数との差に基づくものになります。そのため、御質問の電力メニューを使用する場合は、係数改善による削減量は0として扱います。
20	第3削減計画期間の低炭素電力受入による削減として認められるためには、残差メニューに関する要件がありますが、第4削減計画期間の実排出係数に同様の要件はありますか？	第4削減計画期間の実排出係数では、採用にあたっての要件はありません。国が公表する電力メニューの係数がどのような数値であっても算定にお使いいただけます。
21	排出係数の改善だけでなく、証書利用が超過削減量の発行量から除外されるのはなぜですか？	継続的な排出削減につながるものを削減努力としてより評価し、超過削減量の発行に繋げるものとしております。事業所での省エネや再エネの導入と異なり、係数改善や証書の入手は事業所での継続的な排出削減になるものではないため、超過削減量の発行対象外としています。
22	超過削減量の算定において、省エネによる削減はどのように数値化するのですか？	省エネによる削減量を具体的に数値化することは困難と考えております。算定上、削減量から、再エネ導入、係数改善、証書利用による削減を除いたものを、省エネによる削減と扱います。
23	環境価値を他に移転している自家消費した再エネ電気はどのように取り扱われますか？	第3削減計画期間と同様、環境価値を他に移転した場合は、再エネではない電気を使用したものとして算定します。
24	資料2の5ページに記載の固定係数の場合の目標削減率34%/32%について、どのように導出されたものなのか教えてください。	埼玉県地球温暖化実行計画では、需要側（制度対象事業者等）と供給側（電気供給事業者等）の2030年度排出目標量が設定されています。供給側の削減は排出係数の改善として現れます。需要側と供給側の削減量合計を考慮して設定した目標削減率が50%/48%、需要側のみ削減量で目標削減率を算定すると34%/32%となります。
25	検証の報告目安を令和7年7月末と示されていましたが、実際の報告が8月以降になっても問題はありますか？	令和7年度の検証は非常に混み合うことが予想されるため、早めの準備をしていただきたく、目安として「令和7年7月末」とお示しました。 目標達成の確認や排出量取引を実施するにあたって、第3削減計画期間においては、遅くとも令和7年度末（令和8年3月末）までに検証結果報告書の御提出をお願いします。

No	質問	回答
26	資料2の18ページに、第4計画期間における電力排出係数について、「大規模事業所は検証の際には必ず確報値を使用する。」とあります。確報値公表前に第三者検証を受けても問題ありませんか？	確報値公表前に第三者検証を受けても構いませんが、確報値公表後でないと当該年度の排出量は確定できません。第4削減計画期間では、原則として当該年度の確報値公表後に検証を受けていただきますようお願いいたします。
27	国が進めている排出量取引制度との関係性はどうなりますか？	現時点では国の排出量取引制度の全てが明らかになっていないため、今後も注視しつつ、国との調整を続け、対象事業者の皆様に過度の負担とならないよう検討を進めます。